

特集《属地主義》

欧州特許法における領域管轄の原則と その特許行使への影響



弁護士（ドイツ）、公認知的財産権弁護士、UPC 代理人

ミヒャエル・リュールク*

翻訳

丸山 真木子**

要 約

領域性は欧州特許法に深く根ざしており、その最も基本的な原則の一つである。しかし、グローバル化とハーモナイゼーションの最近の傾向により、欧州特許法の適用領域が拡大され、また、欧州特許法の領域管轄の限界を超えるような例外規定が設けられている。以下の記事では、最近設立された統一特許裁判所（UPC）を含め、このような問題に関連する欧州特許法およびドイツ特許法の最新の動向と問題を例示的に取り上げる。

目次

1. 欧州特許法における領域管轄の原則
2. 「伝統的」特許の権利行使への影響
3. 領域管轄の限界を超えて
4. 新しい統一特許制度（UP）における特許の権利行使
5. まとめ

1. 欧州特許法における領域管轄の原則

商標と意匠のためには EU 商標裁判所、そして最近では特許のために統一特許裁判所（UPC）が設立されたとはいえ、欧州における知的財産の保護は、領域的な制限によって特徴付けられる。これは、個々の国家または複数の国家が特許権を付与するという主権的行為の結果である。

領域管轄の原則（もしくは領域性の原則）は、実体法に深く根ざしている。この原則のために以下のような結果が得られる。

- ・国内特許は、常に欧州特許条約（EPC）加盟国 1 カ国のみが存在する。
- ・発明者は、他の EPC 加盟国において、その国の実体法に従って、同一の発明について国内特許を取得することができる。
- ・各 EPC 加盟国における国内特許の出願手続きにより、それぞれの国で出願が異なる形で査定される可能性がある。
- ・ある EPC 加盟国における無効宣言は、他の国内特許の存在には影響しない。
- ・ある EPC 加盟国で侵害が認められたとしても、その国以外で権利行使することはできない（ただし、後述するように、一定の例外はある）。

従来の欧州特許（EP）については、最後があたりはまる。EP は、欧州特許庁（EPO）により、指定された加盟国すべてに対して審査され、付与されるため、出願手続全体が一元化され、各加盟国の領域や制限を明らかに超えることになる。EP は、付与直後の異議申立手続において、欧州レベルで無効とすることもできるが、異議申立期間が経過した後は国内特許として存続し、各国内裁判所においてのみ無効とすることができる。別の言い方をすれば、EP は再び国内的領域主義の原則によって制限されることになる。

2023 年 6 月に施行された、新しい欧州統一特許（UP）については、この制度に参加するすべての国で、同時に

* 博士、LL.M.、ロンドン大学キングスカレッジ、BOEHMERT & BOEHMERT 法律事務所パートナー

** 博士、欧州特許弁理士、BOEHMERT & BOEHMERT 法律事務所

差異なく適用される、統一的な特許権を創設することを目的としているため、状況は異なる。UPは、これらの加盟国に共通する裁判所、すなわち、後述する欧州統一特許裁判所（UPC）においてのみ無効化され、権利行使されることになる。

しかし、EPもUPも、それぞれの加盟国の共通領域を超える特許ではないため、当然ながら、領域性の影響を受ける。現在のところ、「世界特許」のような、他の国に適用される特許は存在しない。

これは、領域主義の原則は、確立された国際協定や条約に根ざしているからである。パリ条約の中核として、内国人平等待遇の原則を定めることにより（パリ条約2条1項）、実体法上の領域性の原則は（ひいては財産権独立の原則も）、1883年という早い時期に強固なものとなった。また、知的財産において法的保護を主張する国の法律が適用されるという原則は、領域性の原則と織り交ぜられていることがしばしば論じられる。さらに、領域性の原則はローマII規則でも認められている（第8条第1項）。オーストリアやスイスのような欧州諸国の国内特許法にも成文化されており、ドイツのような国もそれぞれの判例法において認めている。

2. 「伝統的」特許の権利行使への影響

以下では、まず、領域性の原則が「伝統的」特許権（新しい統一特許制度（UP）以前および以後に存在する特許）、すなわち、「オプトアウト」されたEP、および国内特許の権利行使に与える影響に焦点を当てたい。

2023年6月のUPCの開始により、既存のすべてのEPは自動的に新しい統一特許裁判所の管轄下に移行し、新制度の下で特許の権利行使と無効化がなされることとなった（次章を参照）。新たに付与されたすべてのEPについても同様である。しかし、少なくとも7年間の移行期間中は、いわゆる「オプトアウト」を自ら宣言することにより、この制度に参加しない選択肢が与えられている。その場合、EPは従来の「バンドル」特許として存続し、有効化された国で、国内裁判所の管轄に属することになる。この意味では、国内特許庁によって付与された特許から逸脱することはなく、国内領域の原則が同様に適用される。

これらの国内特許および「オプトアウト」EPについては、領域性の原則により、それぞれの特許が存在する国においてのみ侵害される可能性がある。例えば、ドイツの国内特許やドイツで有効化されたEPは、ドイツ領土内で行われた行為によってのみ侵害され、ドイツ国外で行われた行為は侵害とはされない。この要件は、例えばドイツのように、その基礎となる原則がはっきりと成文化されていないとしても、国内法の一部であり、侵害の原則に含まれている。ドイツの場合、侵害行為を規定するドイツ特許法第9条および第10条は、しばしば「この法律の適用範囲」（*Geltungsbereich dieses Gesetzes*）内で行われた行為に言及しており、その結果、ドイツ国内で行われた行為に限定される。間接侵害行為については、ドイツ特許法第10条第1項がさらに一步踏み込んで、保護される発明に関連して使用される手段の提供または引渡し（間接侵害）と保護される発明の使用行為の両方が、ドイツ国内で行われることを要求している（いわゆる「*doppelter Inlandsbezug*」）。

したがって、欧州のある国内裁判所が自国の国内法を適用して得た判決も、その判決においては、当該国内法が適用される領域に限定されることになる。例えば、ドイツの特許裁判所の判決は、ドイツ国内に厳格に限定され、ドイツ国内でのみ執行可能である。

実際、多くの特許権者、特に多国籍レベルで活動する企業が、一国（つまり一商業市場）だけでの権利行使に満足することはほとんどないという事実から、さまざまな戦略を発展させてきた。

- ・特許保護を求める各国において侵害行為を証明する必要があるため、フランスの侵害差押え（*saisie-contrefaçon*）やドイツの検査手続のような、極めて効果的な事実調査手段が発達し、これらは後に欧州執行指令によって他のEU諸国でも採用され、利用できるようになった。
- ・その一方で、汎欧州レベルで権利行使をすることに制限があるため、ドイツ、オランダ、フランスなどのEPC加盟国が、欧州における特許訴訟の「主要な場所」として台頭してきている。これらの国々で訴訟を行う理由は、欧州で最も重要な市場のひとつに即座に対処できるからである。さらに、これらの裁判所は、他のEPC加盟国の裁判所にとって先例となる可能性が高い、確立された裁判所である。これらの裁判所で判決を得ることによって、複数の国で訴訟を回避できる可能性がある。こうすることで、侵害の可能性のある者との間で汎欧州的

な和解が成立することが多くなり、国境を越えた執行措置の必要性を回避することができる。

・どこで特許を取得するかという問題も、このような権利行使の制限に大きく影響されることは言うまでもない。簡単に言えば、フランスで特許を取得しても、競合他社がドイツで発明を使用することは可能であるため、ドイツが重要な市場であると考えられる場合、フランス企業がフランスだけでなく、ドイツでも特許保護を取得したほうが良い。他のすべての関連国についても同様である。

このように、領域的な制限に対処するための様々な戦略があるにもかかわらず、満足のいく結果をもたらさない分野が数多く存在し、それが欧州の裁判所がますます領域管轄権の限界を拡大する動機となっている。関連する判例法およびそこで提供される可能性のある解決策を検討する前に、まず、最も関連性の高い分野を定義しておく。

(i) 第一に懸念されるのは、方法特許、特に IT と電気通信の分野である。

例えば、米国にあるサービスプロバイダーとドイツにある顧客との間の IT プロセスの不可欠な部分を形成するサーバーが、別の国、例えばアイスランドにある場合などである。このような場合、ドイツの裁判所は、管轄権を有し、領域原則とそれに起因する要件を遵守していても、侵害を認定することができるであろうか？

現実的な答えは「イエス」でなければならない。そうでなければ、効果的な特許保護が容易に損なわれ、特許権者は適切な救済を受けられなくなるからである。しかし、少なくともドイツでは、この目的をどのように達成するかについて、いまだ議論が続いている。この問題に対処するために、様々な理論が展開されてきたが、有力なものは、いわゆる「焦点理論」(“Schwerpunkttheorie”)である。

この法理論によれば、保護される方法のどのステップがドイツで行われるのか、ドイツで手続を実施するためにどの手段が使用されるのか、あるいは保護される装置のどの部分がドイツにあるのかを詳細に検討しなければならない。その際、保護される方法の「決定的な」ステップがどこで行われるか、又は装置の「決定的な」部分がどこに位置するかを決定しなければならない。「決定的な」とは、すなわち、進歩性を正当化する段階又は部分ということである。この決定的なステップがドイツ国内で実現された場合、特許侵害は肯定されるが、それが外国で実現された場合(場合によっては、さらに第三者によって実現された場合)、たとえドイツ国内でさらに下位のプロセスステップが行われたとしても、ドイツにおける直接の特許侵害は否定される。

ドイツの裁判所は、ドイツ国内で行為を行った侵害者が、国外で行われた行為についても責任を問われるかどうかを主に問う、また別の基準を確立した。次章3では、この事例をさらに詳しく見ていくことにする。

(ii) 第二に懸念されるのは、第三者が特許保護の領域外で行った行為が、特許保護が存在する国での侵害につながる場合である。このような状況は、デバイス特許に関連してしばしば発生する。侵害デバイスがA国からB国へ出荷され、C国へ配送される予定であり、そのデバイスがC国の国内特許を侵害している場合である。多くの場合、特許権者は、A国および/またはB国の個人または企業に対しても、侵害に対するそれぞれの貢献について責任を追及することを望む。

次章3に述べるように、ドイツの裁判所は、これらの行為にも積極的に管轄権を拡大し、明らかに管轄権の範囲外で行動している個人や企業に対して判決を下している。

(iii) 第三の懸念は、国内裁判所の判決が、他国で執行可能でないことであり、欧州における国内特許の執行が非常に負担になることである。前述した戦略も、それぞれのケースでうまくいくとは限らないし、利用できるとも限らない。EPOによって付与され、各国において同一の保護範囲を有するはずのEP特許の場合も、特許権者は、各国それぞれにおいて侵害訴訟を提起しなければならないが、ある国内裁判所で侵害の立証に成功しても、それとは乖離した判断が別の裁判所によって下されるリスクがある。

特にオランダの裁判所は、関連する外国法の下で、外国特許の侵害を裁定する管轄権を有することで、しばしば領域性の原則を回避してきた。いわゆる「蜘蛛の巣のドクトリン」として有名になったものについては、次章3で詳しく説明する。

3. 領域管轄の限界を超えて

このような問題や実務上の必要性から、欧州の裁判所はますます領域管轄権の限界を超えるようになってきてい

る。以下では、ドイツとオランダの裁判所の例を主に使用するが、他のヨーロッパの裁判所も同様の判例や傾向を示していることに留意されたい。

まず第一の懸念分野 (i) について、ドイツ国外で部分的に行われた行為（前述の「方法特許」）をどのように扱うかという問題について、ドイツの裁判所は、ドイツ特許（「オプトアウト」EPを含む）の侵害を容認する姿勢を強めているが、判断のために適用される正確な基準については未だ不明確である。

関連する判例を以下に簡単にまとめる。

保守的な法律家は、すべての侵害行為がドイツ領内で行われる必要性を依然として主張している。にもかかわらず、現在、ドイツのほとんどの裁判所は、ある条件が満たされていれば、保護される方法の1つのステップのみで、ドイツにおける侵害を認定するのに十分であることを認めている⁽¹⁾。これにより、ほとんどの裁判所において、単に商業的利用ではなく発明の技術的成功（つまり請求項に定義される発明に提供される技術的解決）がドイツで実現されている限り、保護される方法のどのステップ（特に、最初のステップか、最後のステップか、その他のステップか）がドイツで発生するかは関係ない⁽²⁾。さらに、しばしば、侵害者が認識して、外国における行為を、自己の目的のために使用していることが要求される⁽³⁾。

第二の懸念分野 (ii)、デバイス特許に関しては、ドイツ連邦司法裁判所は、特許侵害の機器を外国からドイツに配送した場合、配送の責任者だけでなく、「二次的侵害者」として外国の製造業者にも責任が及ぶ可能性があることを最初に認めたことで、ドイツの裁判所の管轄範囲を大幅に拡大する判例法を開発した⁽⁴⁾。

具体的には、代表的な事件の1つとして、香港に本拠を置く製造業者が、ドイツ特許を侵害する電波時計を、ドイツ特許の存在を知らず香港で完全に製造し、さらにドイツに輸送する目的で香港の第三者に引き渡したというものがある。連邦司法裁判所は、この場合、関係者の共謀の有無は重要ではないとした。製造者がこれらの製品がドイツ市場向けであることを認識していたにもかかわらず、そのような侵害行為に対する予防措置をとらなかったか、不十分であったという事実は、「二次的侵害者」としての責任に十分であるとみなされ、「ドイツにおいて」侵害行為を行ったとして、ドイツの裁判所の管轄下に置かれ、判決が下された⁽⁵⁾。

連邦司法裁判所は2017年の判例でさらに踏み込んでいる。外国に住所を有する顧客に、ドイツ国内特許で保護された製品を供給している、外国に住所を有している供給者である。この供給者は、「二次侵害者」⁽⁶⁾としての責任を回避するためには、その顧客が供給された製品をドイツ国内に供給または提供していることが明白と思われる具体的な兆候がある場合、事実関係を確認する義務がある。

また、ドイツ国内の特許で保護された製品において、外国に居住する供給者は、外国に居住する顧客に供給したことが単なる過失の場合であっても、責任を負う可能性がある。供給者の顧客が納品された商品をドイツで供給、提供し続けることが明白であるという具体的な兆候があった場合、供給者が事実を確認する義務を負っていたということが前提条件となる。

第三の懸念分野 (iii)、いわゆる「蜘蛛の巣の中のドクトリン」に関しては、オランダの裁判所が、その管轄権をオランダの領域をはるかに超えて拡大し、かなり早い時期から汎欧州レベルで侵害を裁こうとしてきた⁽⁷⁾。

これは、ブリュッセル条約のいくつかの規定をかなり独創的に解釈したためである。オランダの裁判所は、複数国に所在する複数のグループ子会社によって特許が侵害され、そのグループ子会社の1つが特許保護国に登録事務所を有している場合、裁判所の国際裁判管轄が確立される、と解釈した。オランダの裁判所はこの規定を用いて、（法的に独立した）グループ子会社は、いわば「網の目の蜘蛛」のように親会社によって一律に管理されていると主張した。この国際的管轄権に基づき、オランダの裁判所は、すべてのEPC諸国におけるすべてのグループ会社の特許侵害について判決を下す権限を有し、オランダ国外でも効力を有する国境を越えた差止命令を出すことになった。

しかし、欧州司法裁判所（ECJ）は、2006年に出された2つの判決⁽⁸⁾において、このような解釈は認められないと宣言した。ECJによれば、異なるEU諸国に所在する複数の子会社による知的財産権の侵害は、それぞれの行為が欧州特許の国内的に独立して存在する部分を侵害する場合、それぞれの保護国の裁判所において別々に訴追されなければならないとしている。ECJの見解では、欧州特許の共通の起源である、共通の出願および付与手続きは、

上述のような飛躍した見解を正当化する理由にはならない。また、ECJは、国内特許の有効性については、領域性の原則を遵守するために、常にその特許が有効化されている加盟国の国内裁判所が判断しなければならないと裁定した。

ソルベイ対ハネウエル事件⁽⁹⁾において、ECJは前述の規則の例外を定義した。仮差止の場合、外国裁判所が再び管轄権を有し、国境を越えた命令を出すことができる。仮差止の場合、仮差止の性質上、判断が対立するおそれがない。また、領域性の原則と前述したECJの判断に従えば、最終的な有効性の判断は国内裁判所に帰属しなければならないが、これを遵守することができるからである。しかし、実際には、オランダの裁判所を含め、欧州の裁判所は、その後数年間、この可能性をほとんど利用していない。

近年、領域性の原則が大きく問われているもう一つの分野は、いわゆる「anti-suit injunctions」(ASI)であり、特に標準必須特許(SEP)に関する訴訟において、米国や中国の裁判所から出されることが多くなっている。ASIは、権利者が外国で手続を開始したり、手続を迫行したり、判決を執行したりすることを差し止めるものである。この考え方は英米法の管轄権に大きく依存しており、英米法の管轄権は当初から、大陸法の国の裁判所よりも広範な管轄権を行使する。とはいえ、並行手続を防止するため、英米法の国の裁判所は、外国で審理する方が適切である場合、国内の手続を停止することになっている。しかし、その結果、裁判所は他の裁判管轄の妥当性について判決を下す必要がある。したがって、外国の裁判所が適切でないにもかかわらず、その裁判所がその手続を停止しない場合、裁判所は、ASIを認めることによって、当事者が外国の裁判所で訴訟を行うことを差し止めることができる。

SEP訴訟では、いわゆる「FRAND」(公正、合理的かつ非差別的)条件でのグローバルなライセンス料率の設定がしばしば問題となるため、米国や中国の裁判所は近年、欧州、特にドイツでの訴訟の可能性を視野に入れた、多くのASIを発行している。これらの命令に従わない場合、特許権者は、ASIを発行した裁判所から高額な罰金を科されたり、米国や中国で進行中の訴訟で不利益を被ったりすると脅かされる。ドイツの裁判所は、このようなASIは、自国の司法権に対する敵対的な介入であり、特許権者がそれぞれの司法権において法制度や法的救済を受けるための、基本的なアクセスを奪うものであると認識している。

その結果、ドイツや他の欧州の裁判所は、いわゆる反ASI(AASI)を出すようになった。例えば、ミュンヘン地方裁判所によれば、ASI申請者は差止手続において、ASIそのものを申請すること、またはASI申請を取り下げる目的以外で訴訟手続を継続することを禁止される。これは、裁判所の見解では、ドイツ民法第823条に基づく別の権利の侵害となり、(予防的)差止命令で対抗することができる⁽¹⁰⁾。この場合、米国や中国の裁判所がまた別の反訴差止命令で対抗する可能性があるため、これはある程度、裁判所の競争に発展しており、前文の「反」の数はエスカレートしている。

ASIやAASI等の分野での判例や法整備は最近減速しているが、特許訴訟の常連に成長する可能性がある。また、世界的なFRAND率の認定や設定のようなグローバルな性質の問題になると、領域主義の原則がどのように限界に達するかについても、さらなる光を当てている。

4. 新しい統一特許制度(UP)における特許の権利行使

このような制約を克服し、国内裁判管轄の枠を超えて特許権を行使できるようにすることが、新しい統一特許制度を推進する原動力の一つとなっている。この制度は、新しい特許権(統一特許またはUP)と新しい統一特許裁判所(UPC)の設立を含む。

UPは、より広い地域的な保護範囲(すなわち、UP制度に参加しているすべてのEU加盟国においてであり、個々の国を除外することはできない)を提供する。この新しい権利を、UPがカバーする全領域において行使することを可能にするのは、統一特許裁判所である。同じことが従来のEPにも適用され、これらのEPはオプトアウトしない限り、前述したようにデフォルトでUPCの管轄に属することになり、UPCによるいかなる判決も、そのEPが有効化されている加盟国すべてに適用されることになる。

また、UPCはその適用範囲が広いいため、適用範囲の外側の境界では、依然として領域性の原則を堅持している。

UPC 協定 (UPCA) の第 25 条は、UPC の適用範囲を明確に制限している。UPCA 第 25 条は、特許権者がその特許権を行使する可能性を「締約加盟国の領域」に限定することを明確に定めており、これは前述の原則を認めたものと理解される⁽¹¹⁾。したがって、領域外で行われた使用行為は、EP または UP の保護の効果を受けない。これは、欧州域内であっても、UP 制度に参加していない国 (英国やスペインなど) での使用行為についても適用される。これらの国では、特許権者は、追加の国内特許保護 (または、利用可能な場合は、EP の有効化) に依存することとなる。

この制度が設立されたのはごく最近のことであり、本稿執筆時点ではまだ UPC での判決は下っていないため、UPC が、前述した領域性の限界を超えることへの問題に、どのように対処するか予測することは困難である。それでも、UPC が域外に及ぶ使用行為にどのように対処することが期待されるかについては、すでに法律家の中で議論がなされており、その要約は以下の通りである。

- ・製品の製造が UPC 領域内で行われた場合、UPC 領域外で使用されるために装置自体が UPC 領域外のみで配給されたとしても、UPC は装置特許の侵害を認める可能性があると予想される。UPCA では直接取り上げられていないが、この根拠と理由は、外国への輸出において、少なくとも第三者 (運送業者など) が関わっている場合、製造国での製品を市場においたという事実があると考えられるからである⁽¹²⁾。
- ・方法特許で、方法の異なるステップが UPC の領域内外で行われる場合、多くの専門家は、管轄を想定するためには、方法の意図する成功に対応する、最後のステップが UPC の領域内で行われるべきだとしているようである⁽¹³⁾。
- ・UPC 領域外で製造された製品については、UPC 領域内で提供または広告されていれば、他の使用行為を必要とせず、UPCA 第 25 条に従い、管轄権を行使するのに十分である。
- ・トランジットの場合、UPC はドイツの裁判所が発展させたのと同様の判例法を発展させることを期待するのが妥当と思われる。この判例法では、トランジットを「破断された」と「破断されていない」とに区別し、シールが実際に破断され、その結果、製品がトランジット市場で流通するようになったか、または流通する可能性があった場合にのみ、管轄権と使用行為が関連地域で発生したものと認める⁽¹⁴⁾。

ブリュッセル規則第 71 条 (b) (2) および (3) に規定されている UPC の「ロングアーム」管轄権によって、領域性の原則はさらに後退する可能性がある。これらの規定では、被告が UPC 領域内に財産を有する場合、UPC は例外的に、(a) UPC 領域外の被告に対する仮処分/保護措置の裁定、(b) UPC 管轄域外で有効な欧州特許の侵害行為に対する損害賠償の裁定を行う管轄権を与えられている。

- ・(a) の適用範囲については多くの議論があり、ほとんどの専門家にとって、まだ不明確であるようだが、英国のような非 EU 加盟国に居住する被告に対しても、UPC によって国境を越えた仮処分が出される可能性がある。UPC の管轄権の正確な範囲や、UPC がそのような裁量をどの程度行使するかは今のところ不明であるが、そのような試みが行われた場合、対抗措置として、影響を受ける国において、ASI や類似の手段が惹起される可能性があると思定される。
- ・損害賠償に関する (b) の管轄権の正確な範囲についても、大きな議論の対象となっている。多くの専門家は、この規定は、特許権者が、UPC 領域内の侵害行為によって生じたが、その領域外で被った損害を請求できるようにするために適用されると考えている。しかし、別の解釈としては、このロングアーム裁判管轄は、EU 域外で発生した侵害 (損害だけでなく) にも適用されることになり、その場合、領域主義の原則を大幅に超えることになる。

最後に、UPC の地理的範囲が広がっているにもかかわらず、判決の強制執行は、依然として完全に各 UPC 加盟国の手に委ねられており、それぞれの領域内に厳密に限定されている。これは、特許法そのものに関わるものではなく、判決を執行される個人や企業の資産に関わるものであることを考慮すれば、正当化されるように思われる。これらは国内管轄権の対象であり、この点での拡大は憲法上の原則に触れるものであるため、すぐには変わることはないだろう。

5. まとめ

実体法の原則としての領域主義の原則は、グローバルな世界秩序の中でますます疑問視されるようになっており、おそらく侵食の過程にもある。特許法は、元来、専ら国内的な、領域に拘束された財産権であったが、グローバル化した世界と経済秩序の中で、ますますその存在意義を証明しなければならない。この目的のために、特許法はその保護を拡大しようとしている。欧州単一特許は地理的な範囲を拡大するためのかなり大胆な一歩であるが、現在のところ、欧州単一特許が成功するかどうか、またその影響がどのようなものになるかは不透明であり、また、新たに設立された裁判所によって、領域性の原則がどの程度強く認められるかも不明である。全体として、特許法は、ここ数十年の政治的・経済的グローバル化の流れにゆっくりと従っており、今後もその傾向が続くと思われる。

(注)

- (1) LG München I e.g. 21.4.2016-7 O 5930/15 marginal no. 21
- (2) OLG Düsseldorf 23. 5.2017-I-2 U 5/17 marginal no. 74; LG Mannheim 9. 10.2018-2 O 163/17
- (3) LG Düsseldorf GRUR 2020, 1078 marginal no. 121
- (4) BGH GRUR 2002, 599-Funkuhr I; BGH GRUR 2015, 467-Audiosignalcodierung; BGH GRUR 2017, 785-Abdichtsystem
- (5) BGH, GRUR 2007, 313-Funkuhr II
- (6) BGH GRUR 2017, 785 Rn. 59 ff.-Abdichtsystem
- (7) Gerichtshof Den Haag GRUR Int. 1995, 253; Gerichtshof Den Haag, [1998] F. S. R. 199-Expandable Grafts Partnership/Boston Scientific B. V.
- (8) C-4/03-Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG (GAT) v. Lamellen und Kupplungsbau KG (LuK); C-539/03 Roche Nederland et al. v. Fredrick Primus and Milton Goldenberg
- (9) C-616/10, ECLI:EU:C:2012:445
- (10) LG München I, judgment of October 02, 2019-21 O 9333/19 -, juris, also LG München I, judgment of August 30, 2019, 21 O 9512/19.
- (11) Tilmman/Plassmann/Busche, Unified Patent Protection in Europe, 2018, page 486.
- (12) Tilmman/Plassmann/Busche, Unified Patent Protection in Europe, 2018, page 487.
- (13) 例えば Hölder, Festschrift 10 Jahre Studiengang International Studies, 2009, Seiten 181 ff.
- (14) Tilmman/Plassmann/Busche, Unified Patent Protection in Europe, 2018, page 488.

(原稿受領 2023.9.8)